

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成30年3月13日（火） 午前10時00分～午前10時27分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 3 番 柳沢 英希、 4 番 浅岡 保夫、
6 番 黒川 美克、 9 番 杉浦 辰夫、 1 3 番 北川 広人、
1 6 番 小野田由紀子、
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

2 番 神谷 利盛、 8 番 幸前 信雄、 1 1 番 神谷 直子、
1 2 番 内藤とし子、 1 4 番 鈴木 勝彦、 1 5 番 小嶋 克文、
市民 1 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政 G L、財務 G L、
市民総合窓口センター長、市民窓口 G L、市民生活 G L、
税務 G L、
都市政策部長、都市整備 G L、都市防災 G L、企業支援 G L、
上下水道 G L、地域産業 G L、上下水道 G 主幹、
会計管理者、監査 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (3) 議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (4) 議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第6号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について
- (6) 議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (9) 議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について
- (10) 議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第12号 市道路線の廃止について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり一般議案11件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございませぬ。

委員長 これより、質疑に入ります。

《議 題》

(1) 議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(13) 新年度から、国民健康保険が県のほうで仕切られるというようなお話の中で、そちらに国民健康保険運営協議会ができるから、高浜のほうは高浜市というものを改めてつけるという条例の改正だと思えますけども、この県の国保運営協議会の構成委員というのは、どのような

方々がなられるのか、お答えをいただきたいと思います。

答（市民窓口） 県のほうでできました国保の運営協議会ですけれども、こちらにつきましては、11名の方で構成されている形になっております。この11人の方の内訳なんですけれども、国民健康保険の被保険者を代表する委員が3名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員が3名、公益を代表する委員が3名、被用者保険の保険者を代表する委員が2名となっております。

なお、国民健康保険の被保険者を代表する委員のうち1名は公募により選任されたものとお聞きしております。

問（13） 今回議案が、今、議案第2号ですけれども、第3号にも若干かかわる部分も入ってしまいますけれども、今言った運営協議会が、納付金の算定等にもかかわっていくということをするんですけれども、市町村に対しての決定がされるまでの過程というものに対して、この協議会がどのようなかかわりを持っているのか。この過程というものをちょっとお示しいただきたいと思います。

答（市民窓口） 国保の新制度に伴い、平成30年度からは、県においても国民健康保険事業にかかる特別会計が設置されるとともに、先ほどの国民健康保険の運営協議会が設置されております。

県の国民健康保険運営協議会の所掌事務としては、1つとして、国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関する事、2つ目として、国民健康保険事業納付金の算定に関する事、3つ目として、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を担うものとされております。

このことから、今後においてもそうなんですけれども、県内市町村の納付金の算定に関しても、現在、県内の市町村代表で構成されています愛知県国民健康保険運営方針連携会議やワーキンググループとの協議を繰り返した後、県の運営協議会に諮られ、知事からの諮問、答申を受け、県議会へ上程、議決という流れを踏むものと聞いております。

問（13） ということは、流れ的には今まで高浜市が国保をやっていたときと同じような流れで決定されていくということで、理解をさせていただきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(1) 先ほどの第2号から続いていることだと思いますが、まず、資産割が今回、県のほうに移管されたことでなくなったということだと思いますが、その後の税率によって、被保険者の方への影響というのはどういったふうになるのでしょうか、教えていただければと思います。

答(市民窓口) 資産割をなくした後、どのように被保険者の方に影響が出ているのかという形でお答えさせていただきたいと思います。

算定方式の変更、資産割をなくしたという形に伴う試算を11月末時点の被保険者の全世帯、5,110世帯を対象にデータ集積いたしました。この中で、増税となる世帯が3,523世帯で、先ほどの5,110世帯の中の68.9%、減税となる世帯が1,503世帯で29.4%、増減なしの世帯が84世帯で1.6%という状況になっています。

なお、増税となる世帯の上り幅なんですけれども、0円から1万円未満という世帯が2,541世帯ありまして、増税となる世帯全体の72.1%を占める結果となっております。

問(1) 3,500世帯ぐらいが増額となるということなんです、その要因というのをもう少し詳しく教えていただければ。あと、一番最高の方でどれぐらい上がるのか、わかれば教えていただければと思います。

答(市民窓口) 今回、資産割を廃止するということが問題となりましたのが、現在の国保税額約11億6,000万円のうち、そのうち7.8%を占める資産割の約9,000万円をどのように補っていくかということでした。こ

のことから、増税の影響を少しでも小さくするために、被保険者全体で資産割の約9,000万円を支える形として、他の課税区分である所得割・均等割・平等割に割り振るとともに、更に平等な割り振りとするため、被保険者に応じて負担をお願いする均等割に比重を置いたことにより、増額となる世帯がふえるという要因となっています。

また、上り幅が大きくなる要因としては、世帯において国保加入者が多いことや固定資産が少なく所得が高い世帯ということになると思います。また、今回の試算において、最も高い上り幅は、6万円以上7万円未満の世帯が1世帯ございます。

意（1） 県に今回移管するという事で、国保の安定化だと思いますが、今後とも、しっかりとした運営を見守っていただければと思います。
委員長 ほかに。

問（16） 県への納付金についてですけれども、これはどのように算定されるのか、また算定の結果についてお伺いしたいと思います。

答（市民窓口） 納付金のほうなんですけれども、県が愛知県の中で、医療費がどのくらいかかるかというのをまず見込みます。その中で各市町村の所得水準、それから、医療費水準に基づいた算定方式に伴って、今回納付金という金額が割り出されております。また、その中には国から示される係数も入っているということをお聞きしております。

問（16） それで、算定の結果ですけれども、29年度と比較するとどのような。

答（市民窓口） 納付金の算定につきましては、私どものほうが今まで国保税に関する考え方というものを、被保険者の税金で賄うと考えてきたことに伴いまして、示された納付金と合わせて見てみますと29年度の予算に関しましては、ほぼ同水準という結果になっております。

問（16） わかりました。それから、今後、国保の広域化ですとか、税率改定もろもろの周知については、どのようにされていかれますか。

答（市民窓口） 被保険者の皆さんに関しては、今回の税率改正に伴って、自分のところがどのくらいの影響を受けるんだらうということが、一番心配になるかと思います。そのため、今のところ4月1日号の広報

におきまして、税率改正の内容と計算式を掲載させていただきまして、自分のところの所得とか、固定資産の金額を入れていただければ、大体、おおよその数字が出るのではないかというような形で、試算できるような状態に考えております。

また、こちらのほうからさまざまな通知をまたこれから差し上げる中で、通知文のなかで周知をさせていただきたいと考えております。

問（16） 周知につきましては、皆さんがある程度納得していただけるような方法を含めて、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、保険証ですけれども、今後何か変わるようなことがありまひすでしょうか。

答（市民窓口） 今、保険証の発行元が高浜市という名目が入っておるんですが、こちらのほうがあひ知県という形に変わっていきまひす。こちらにつきましては、8月に、保険証の一斉更新の月になりますので、そのときに一斉にこちらからお送りする形になると思ひます。

問（16） あと最後ですけれども、広域化によりまして、今後どのように業務があひ善されていくのかということについて、お答へをお願ひしまひす。

答（市民窓口） 広域化に伴いまして、市が行うことは従前と変わらひありません。被保険者に対する収納だとか保健事業だとかいったことは、こちらのほうに全部任されておひります。ただ1つ変わらひまひすのが、県があひ国保財政の運営主体となることで、医療費に伴う運営を県があひ賄うということになりますので、今まで、私どものほうがあひ急激に医療費があひ伸びたところで急務に補正予算を組む必要があひったわけなんですがあひ、そういったところがなくならひまひすので、適正な財政運営があひ図られていくような形になります。

委員長 ほかに。

問（13） 先ほどの質問の答ひの中で、納付金の算定等、最終的には県議会へ上程されて、議決を経てというお話ですけれども、今年度というよりは、30年度、次年度の予算は、今、県議会であひ審議をされておひる最中であると思ひます。国保会計も特別会計として今回、初めて県議会のほ

うにも上程がされて、それに伴う条例改正ですとか、さまざまな議案もともに上程されているという中で言うと、先ほど来から出ている納付金というものが、高浜の国保税の税率を決める一つの指標になっていることは、間違いのないわけですよ。その決定自体が、例えば県議会の議決を経て決まっているんですよってというような、お墨付きも何もない中で、我々が税率変更に対して議決ができるのかということ、非常に違和感があると言わざるを得ないと思うんです。

広域化に関しては1年延びたといえども、非常に複雑なことをこなして、それぞれやってきているんで、時間がない中ということは理解しますけれども、高浜に納付金額が示されたのも、1月ということも伺っています。少なくとも、今後、毎年、そういうことが毎年、納付金が変わるといってお話でしたので、やっぱり今後は、例えば12月、県の12月定例会には、確実に納付金額を決定していただくとかいうことをやってもらうような動きをとってもらわないと、非常に、少し二重行政的な意味があって、後期高齢みたいに、我々は県に議会を持っていないんですよ。ですから、国民健康保険の運営協議会のところが、しっかりと御議論をされているとは思いますが、そのところはやっぱり我々も、議員としてもちょっと否めないところがあるかなという気がします。

それで、ちょっと調べてみたんですけれども、愛知県の県議会の最終日が3月26日なんです。私ども高浜市が23日が最終日ということは、県の議決前に議決をしなければいけないということになるわけです。たまたまですけれども、これらの国保の関係のものは、愛知県の健康福祉の委員会に付託がされて、その委員会が3月14日に開催されるというふうに伺っています。そのところを当然、見させていただくということも大事なんですけれども、その結果、そこでの採決結果を見てというところを、今回は、私は個人的には、それを判断基準の一つに入れざるを得ないなということを思っています。多分、ほかの市町村でもそういうふうに思われる議員さんが、いないことはないんじゃないかなという気がするんですよ。

ぜひとも、担当のところもそうですし、それから市長も含めて、ある

いは議長もうちの委員会にいますけれども、さまざまな場面で、県のほうにそういうことを言っていただかないといけないのかなということをおもいますので、そのところをぜひお願いしたいとおもいますし、それから、県の納付金がこんなふうになったからということによって、高浜市の今までの国保に対する考え方というものが、変わっていくようであっては、じゃあ今まで、どうしてこれを運営してきたのかということになりかねないものですから、そのところ、今回、県のほうに移管がされますけれども、高浜市の国保に対しての考え方というものに、今後どのような影響があるのか、その辺のところをお考えがあればお聞かせいただきたいとおもいます。

答（市民窓口） 委員おっしゃるとおりで、今年度は初年度を迎えるということで、かなり県サイドも私どももバタバタしました。その中で、国も確定した係数を県に提示されたのが12月ということもありまして、私どもに納付金の確定数値が来たのが1月に入ってからでした。ですので、今後、また来年度から納付金が算定されるわけなんですけれども、連携会議という県の1つの会議の中に高浜市も構成員として入っております。ですので、その中で今後はできるだけ私どもが当初予算を算定する段階で、県議会のほうの確定した納付金の提示をしていただくように要望をしてまいりたいと考えております。

それと、国保税の考え方なんですけど、こちらにつきましてもいくら納付金という制度になったとしても、やはり市民の方の税金ということで、こちらを賄うという考え方は変わっておりませんので、従前どおりその考え方をずっと持っていきたいと思っております。

意（13） ぜひ先ほど16番委員からの質疑の答弁の中にもありましたけれども、市民の方々に国保税がこのように変わるんですよというPRをしていく段階の中で、なぜこういう形をとらなきゃいけなくなったのか、これは国保の安定化のための一翼をしっかりと担っていく方式なんですよということも含めて、お伝えをいただかないと、到底、また国保が上がったみたいな話だけ一人歩きしてしまう。全く残念な結果になってしまうことになりかねないものですから、そのところはぜひお願い

たします。

それと、先ほど言ったようなところは、しっかりと議会としても議長を通して要望をさせていただきたいなということを思いますので、ぜひともこの委員会での議論を委員長からも議長のほうに伝えていただいて、要望として上げていただくことをお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部
改正について

委員長 質疑を行います。

問(3) 今回、処分場への持ち込みの変更をかけた理由、何か背景があれば教えていただければと思います。

答(市民生活) 今回の背景でございますけれども、平成27年度から埋立場への搬入を中止いたしまして、コンテナ方式での搬入に切り替えたことにより、大型車両での搬入や受け入れが困難となった、これが主な理由でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第6号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び
処分に関する条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第7号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改
正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第8号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第9号の質疑を打ち切ります。

(9) 議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第10号の質疑を打ち切ります。

(10) 議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第11号の質疑を打ち切ります。

(11) 議案第12号 市道路線の廃止について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第12号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第6号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(8) 議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(9) 議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(10) 議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(11) 議案第12号 市道路線の廃止について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願
って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時27分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長